

2023年9月1日

各校奨学金ご担当者 各位

公益財団法人 子ども未来支援財団
(旧：公益財団法人 東日本大震災復興支援財団)

高校生対象給付型奨学金「まなべる基金(第13期)」応募受付のご案内

拝啓

初秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当財団では、2011年11月より、東日本大震災で被災された高校生の皆様へ奨学金の支援を行って参りました。この度、震災により進学が困難になった中学生および就学が困難になった高校生、また高卒認定試験合格を目指し、フリースクールなどへ在籍している生徒に対して「まなべる基金(第13期)」の募集を開始いたします。ご多用中のところお手数とは存じますが、該当する生徒の皆様へ、下記の通り本奨学金をご案内くださいますようお願い申し上げます。

※「公益財団法人 東日本大震災復興支援財団」は9月1日より「公益財団法人 子ども未来支援財団」に名称変更しました。詳細は当財団ホームページをご参照願います。

敬具

記

【依頼事項】

- 以下のURLより『まなべる基金(第13期)奨学金応募書類一式』をダウンロードしてください。
URL: <http://minnade-ganbaro.jp/manaberukikin>
- ダウンロードしたデータ内の『まなべる基金(第13期)応募手続きのご案内』をご覧ください。
- 同書に記載された手順に従い、該当する生徒の方へ、本奨学金のご案内をお願いします。

【「まなべる基金(第13期)」概要】

- 募集期間 2023年9月1日(金)～10月27日(金) ※必着
- 募集人数 100人程度
- 給付金額・給付期間

	給付金額	給付期間
3年制高校など	年額21万円	2024年4月分より2027年3月分までの高校在籍期間中の最長3年間
4年制高校など	年額15.75万円	2024年4月分より2028年3月分までの高校在籍期間中の最長4年間
その他学校※	年額21万円	2024年4月分より高等学校卒業程度認定試験合格まで(最長3年間)

※「その他学校」の必要条件は以下となります(例)フリースクール、学習塾等

条件1	その団体が、法人格を所有し、法人設立から3年以上経過していること。
条件2	高等学校卒業程度認定試験合格を目指す専門コースを設置していること(応募者がその専門コースを受講していること)。
条件3	その団体に関して以下の書類を応募書類と併せて提出できること。 1)登記簿謄本 2)定款 3)事業報告書(直近年度) ※過去合格者実績含む 4)決算書類(直近年度)
条件4	奨学金受給中、応募者の「所属・在籍」を証明する書類を提出できること。
条件5	奨学金受給中、受給者の高等学校卒業程度認定試験の受験合格状況を半期に一度の在籍確認時に報告できること。

※奨学金の給付期間

■高等学校などに在籍の場合

高等学校などの卒業まで(高等専門学校・高等専修学校の場合は高等課程修了まで)に要する最短修業年限が終了する月まで、高校等の就学課程の途中(2学年以降)から受給する場合は、残りの最短修業年限が終了する月までとします。なお、留学・休学・留年等、受給者の都合で卒業に要する期間が延長した場合でも給付期間の延長はありません。

■その他学校

高等学校卒業程度認定試験「合格」をもって高校等「卒業」と同等とみなし、給付終了となります(最長3年間)。

4. 応募資格

以下の(1)～(5)の応募資格の全てを満たす方

- 生年月日

2004年4月以降に生まれ、2024年4月1日時点で高校等、またはその他学校に在籍していることが見込まれる生徒（ただし、2023年9月時点で、高校卒業資格を取得している生徒を除く）。

(2) 東日本大震災発生時の居住地

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県に居住していた生徒で、かつ、その生徒の家庭で主に家計を支える方も岩手県・宮城県・福島県に居住していたこと。

(3) 被災をしていることが証明できる

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県で被災したことを、応募者本人および保護者の自宅の罹災証明書または被災証明書を下記で確認の上、提出により証明できる。

提出書類	発生時の被災地
罹災証明書（半壊以上）	岩手県・宮城県・福島県
罹災証明書（一部損壊）	福島県 ■追加必要書類（下記※参照）提出が必要
被災証明書	岩手県・宮城県・福島県 ■追加必要書類（下記※参照）提出が必要

※「罹災証明書（一部損壊）」または「被災証明書」提出の場合は以下のいずれかの事象に該当し、追加必要書類でその事象を証明できること。

- ①福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活をしている。
- ②福島第一原発事故の影響で一家避難し、避難先で住居費を自己負担している。
- ③福島第一原発事故の影響で避難し、避難先から震災時に居住していた市町村へ帰還している。

(4) 所得の合計基準

応募者と家計を同一にする18歳以上（9月1日時点）の家族の「2023年度所得証明書（2022年1月～12月分）」の所得合計が以下を下回っている。

応募者と家計を同一にする家族の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
所得合計 (18歳以上の家族)	213.6 万円	302.3 万円	370.5 万円	430.8 万円	507.6 万円	579.9 万円	651.2 万円	721.7 万円

【重要：上記所得基準を上回るご家族へ】

下記のいずれかに該当する場合、ご応募いただくことが可能です。

- ① 2023年1月～12月にかけてコロナウィルスの影響で減収が生じ、「2024年度所得証明書(2023年1月～12月)」の所得金額の合計額が、上記の基準を下回る見込みがある方。

※「B. 奨学金願書 9. コロナウィルス影響による現在の家庭の経済負担について [「まなべる基金（第13期）奨学金応募関連書類」 P.19]」を必ずご記入の上、提出ください。

※採否通知で「条件付き採用」が決定した場合「2024年度所得証明書」を後日ご連絡する期日までに、事務局へ提出し、所得合計が下回っていることを証明する必要があります。

- ② 福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活をしている場合（資格3※①のケース）にかぎり、世帯全員の所得合計額を1/2にした金額を適用します。（震災時の居住地が岩手県・宮城県、福島県であること）

例：所得合計400万円が二重生活の場合…所得合計は1/2の200万円を適用

(5) 他の奨学金との重複受給がないこと

他の給付型奨学金と重複受給していないこと。貸与型奨学金でも、高等学校卒業で返還免除となる実質給付型奨学金を受給している場合も重複受給はできません。なお、2023年9月1日時点で、他の給付型奨学金を受給している場合は応募できません。（2024年3月で給付期間が終了するものも含む）

5. 応募方法

『まなべる基金（第13期）奨学金応募書類一式』内の『まなべる基金（第13期）奨学金応募関連書類』に記載された必要書類を期日までに提出してください。詳細は、『まなべる基金（第13期）奨学金応募書類一式』内の『まなべる基金（第13期）応募手続きのご案内』をご覧ください。

6. 選考・奨学生の決定

応募書類の記載をもとに選考委員会で決定した選考基準に基づき総合的に判断します。

7. 後援

岩手県教育委員会、宮城県教育委員会、福島県教育委員会
岩手日報社、河北新報社、福島民報社、福島民友新聞社

8. お問い合わせ先

公益財団法人 子ども未来支援財団「まなべる基金」事務局
電話：0120-935-459（受付時間：平日12：00～17：00）
Email：manaberukikin@minnade-ganbaro.jp